

外国人の人材紹介 のパイオニア



VIET NAM 人材

株式会社 CAFE LITI





日本では、近年、少子高齢化の影響により人材不足が深刻な問題になっております。特に、特定技能の対象となる職種については、深刻な人材不足が起きている状況です。

CAFE LITI では、アジアの企業と共に培って来た国際交流、人材育成ノウハウ及び教育界、産業界との幅広いネットワークをベースに、日本国内に在住している質の高い外国人技術者を日本の企業へ紹介する独自の人材紹介事業を展開しています。

CAFE LITIの人材紹介事業の特徴は、お客様のニーズに合わせた高度な技術、高い日本語能力を持った人材を社会人としてのビジネスマナーまで含め、徹底した教育・研修を行い、独自のデータベースを元に紹介しています。

現状では新型コロナウイルスによる影響で外国からの入国が制限ある中で、日本国内に在住している人材で、今まで培って来たノウハウ、ネットワークを駆使して日本国内での就労を希望する、志の高い外国人人材とお客様を結び、双方の発展に貢献できる人材紹介会社になる事を目指し努力しております。

代表取締役
DAO QUANG MINH





●● 会社概要

会社名: 株式会社 CAFE LITI

本社所在地: 〒552-0012大阪市港区市岡1-4-3富士ビル

設立年月日: 2019年11月22日

ミッション: 日本とベトナムの架け橋

資本金: 500万円

企業理念: 3Cをコアとする: Cheers - 感謝

Creation - 創造

Challenge - 挑戦

代表者: 代表取締役 DAO QUANG MINH

事業内容: 1. 特定技能外国人人材紹介

2. 人材の研修・指導及び支援事業

3. 外国人エンジニア人材紹介

4. 外国人IT人材紹介

5. 通訳・翻訳事業

6. 輸入出・貿易・金融に関するコンサルティング事業

許可番号: ●有料職業紹介事業許可番号/27ーユー303120

●登録支援機関登録番号/22登ー007415

登録支援機関登録（更新）通知書

申請者 株式会社 CAFE LITI

大阪府大阪市港区市岡1-4-3 富士ビル

大阪府労働局 労働部 労働課

登録番号: 27ーユー303120

登録有効期限: 2022年11月22日～2024年11月21日

登録内容: 有料職業紹介事業許可番号/27ーユー303120

登録更新の有無: あり

登録更新の理由: 登録更新の申請が承認されたことにより、登録支援機関の登録が更新されたことである。

1. 申請者名	株式会社 CAFE LITI
2. 登録番号	27ーユー303120
3. 代表者名	代表取締役 DAO QUANG MINH
4. 事業内容	有料職業紹介事業許可番号/27ーユー303120
5. 登録更新の有無	あり
6. 登録更新の理由	登録更新の申請が承認されたことにより、登録支援機関の登録が更新されたことである。

登録支援機関登録通知書

許可番号: 27ーユー303120

許可年月日: 令和3年11月22日

有料職業紹介事業許可証

(法人又は名称) 株式会社 CAFE LITI

(所 在 地) 大阪府大阪市港区市岡1-4-3

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和3年11月22日

厚生労働大臣 後藤 茂之

1. 登録機関の名称等
名称: 株式会社 CAFE LITI

2. 事業内容
所在地: 大阪府大阪市港区市岡1-4-3 富士ビル

3. 許可の有効期限: 令和3年11月22日から令和5年11月21日までとす。

有料職業紹介事業許可証



CAFE LITIのサービス

ベトナムと日本の 強固な架け橋として。

持続可能なブランドを構築、次のタイトルで開発および普及します。

- CAFE LITIのスタッフは豊富な経験を持っています。
- 才能ある人材を育成するため、職場環境は適切に整えられています。
- 教育の質を一番の目標として、お客様の要件を満たすため募集段階から厳正に選定します。
- カンボジア、ミャンマー、インドなどアジアでの投資拡大のため、投資顧問ソリューションを最大限に活用します。

サービス

特定技能外国人
人材紹介

人材の研修
・指導及び
支援事業

外国人エンジニア
人材紹介

外国人IT
人材紹介

通訳・
翻訳事業

輸入出・貿易
・金融に関する
コンサルティング事業

特定技能外国人人材紹介

特定技能とは

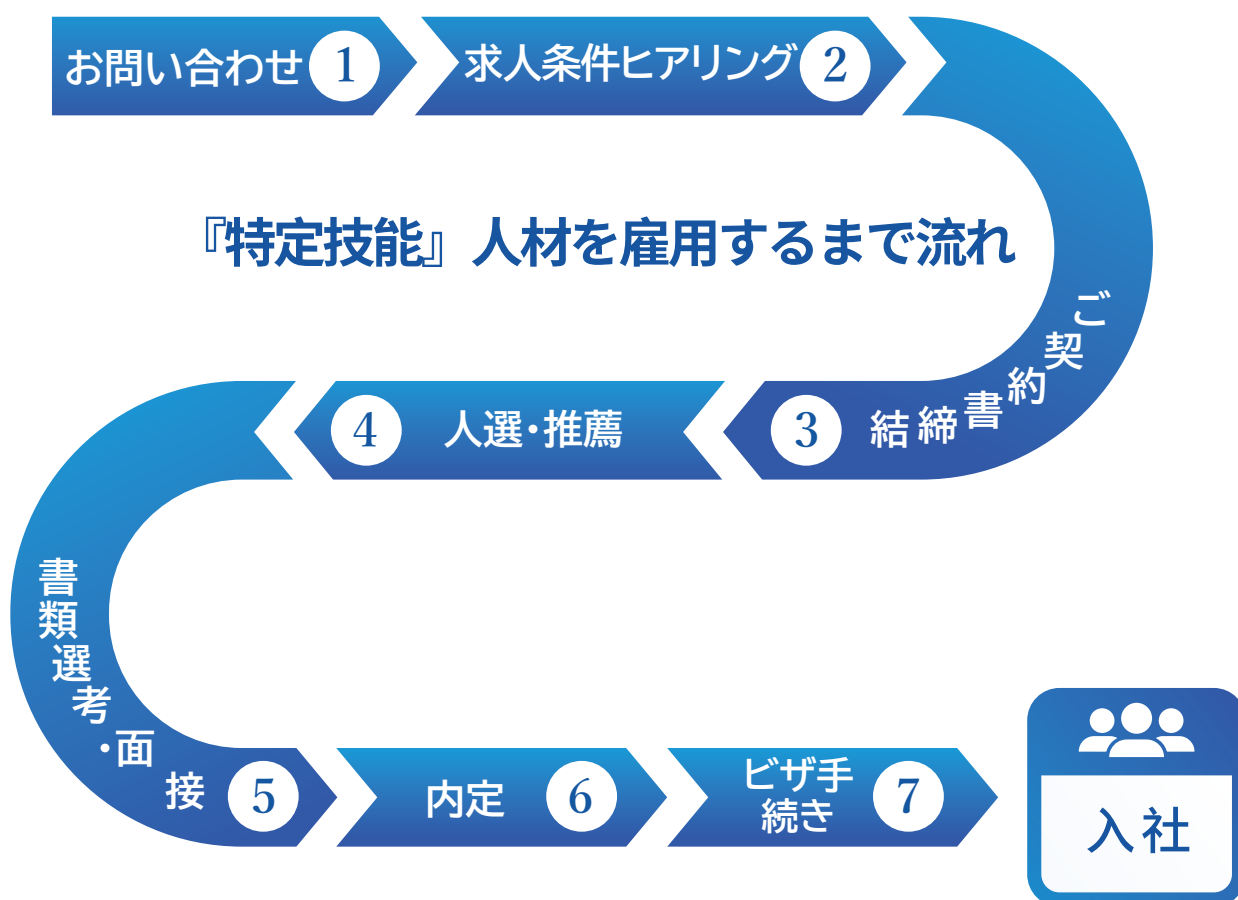
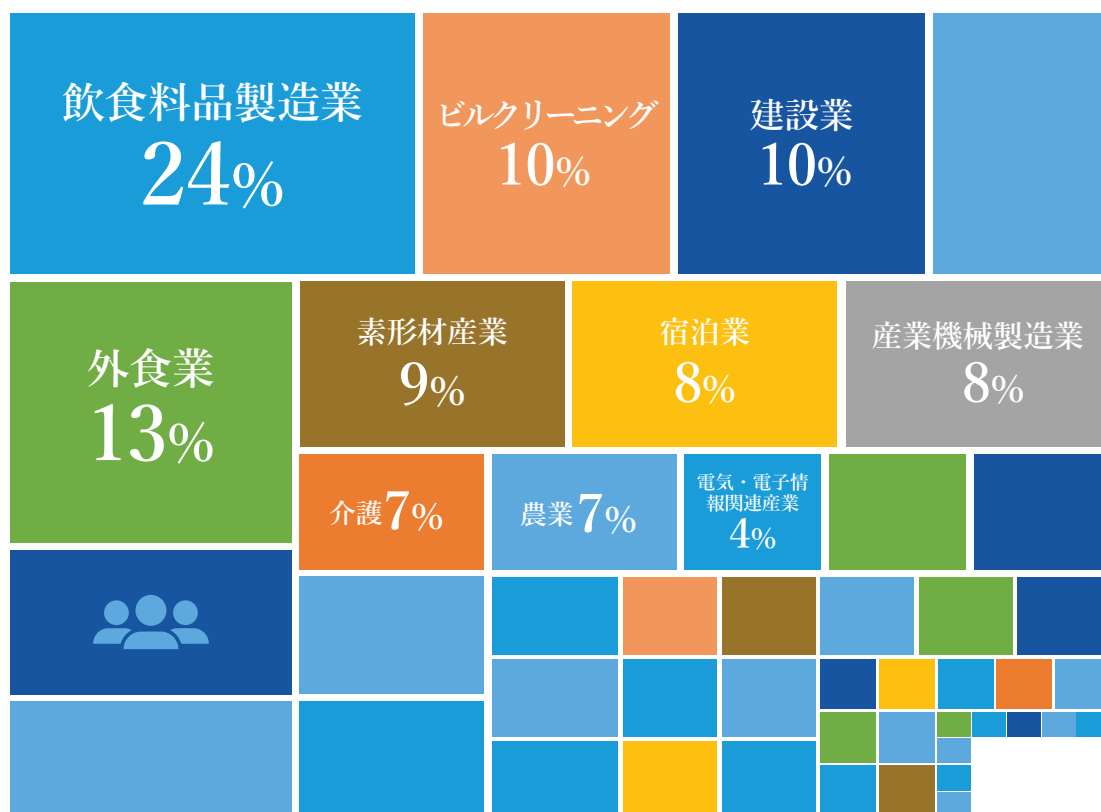
深刻な労働力不足に対応する為、2019年4月から開始された在留資格である「特定技能」は14業種に分かれています。業種によって従事できる職種が決まっております。

例えば、同じ特定技能でも「宿泊業」の在留資格では「外食業」の業務をすることはできません。

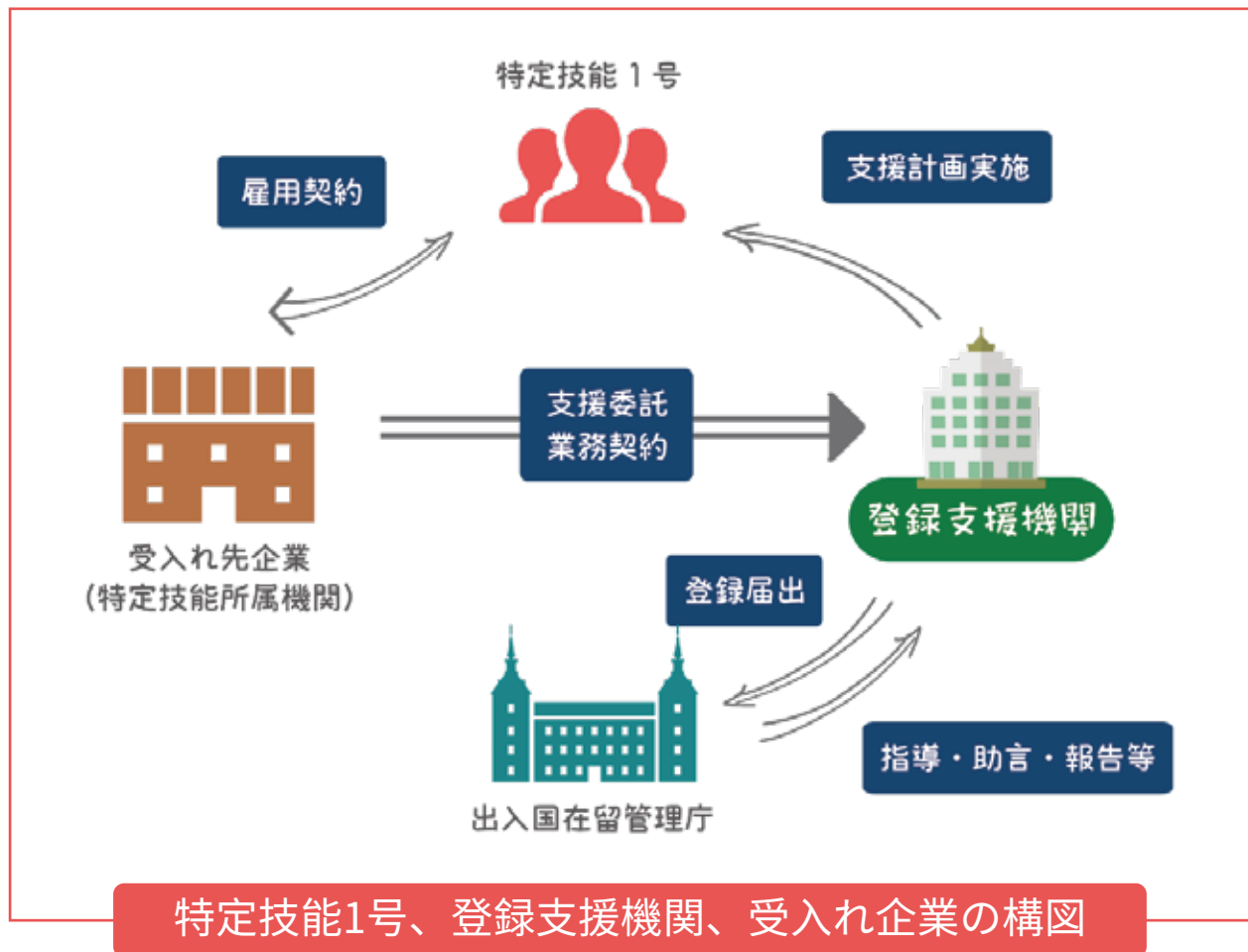
特定技能外国人採用メリット

- 特定技能外国人の大きな特長は、即戦力として幅広い業務に貢献出来ます。
- 特定技能外国人1号の在留期間の上限は通算5年と定めております。
- 技能実習から特定技能への移行も可能です。
- 職務経験者の採用可能。
- 技能実習生として来日して来た人材を特定技能で採用が可能です。日本で3年～5年技能実習を経験した人材は即戦力となります。
- 法人企業様にレベルの高い人材を支援出来ます。
- 特定技能の在留資格を取得するには、特定技能評価試験及び日本語検定試験の2つの試験に合格することが必要です。
- 外国人技能実習生は、2号以上を終了しましたら上記の試験資格が免除されます。
- 日本で3年～5年間働いておりますので、日本語の一定以上の経験や知識を身につけている人材が採用出来ます。

特定技能業種別 グラフエリア



特定技能への支援業務



当機関の特徴



外国人エンジニア・IT人材紹介

ベトナム人エンジニアは、貴社様の社員として長期間就労することが可能です。人数の制限もありません。弊社がご紹介するベトナム人技術者は、工業大学や短期大学で学んだ技術者です。そのため入国時「就労VISA」の取得が可能となり、更新することで何年でも働き続けることができます。

現在、下記のエンジニアを紹介しております。



CADエンジニア、
外観・内装設計



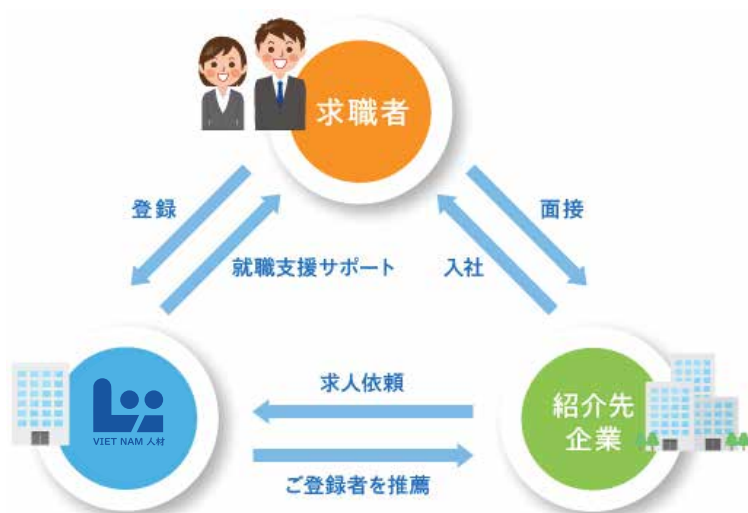
工場設計、施工管理、
施工図面設計



機械エンジニア、
電気エンジニア



ITエンジニア





翻訳・通訳事業

- 外国人人材と企業様を支援するため、通訳サービスを行っています。
- 入国時の外国人(特定技能・実習生等)へのガイダンス通訳
- 技能実習生の配属通訳
- 技能実習生の実習中のトレーニング通訳
- 特定技能外国人の採用～退職までの通訳
- エンジニアビザによる就労者の就業中通訳
- 外国人従業員の日常生活指導等の通訳
- 法務・契約書、マニュアル、Webサイト等の翻訳



本社：大阪 / 支店：福岡、東京
全国通訳ネットワーク

輸入出・貿易・金融に関する コンサルティング事業

お客様がご希望する品物をご希望する国へ販売、もしくはご希望の国からご希望する品物を買付けする貿易代行業務を行っております。また、当社の実績と経験からお客様とお客様をご紹介するビジネスマッチングや、当社が参加する海外展示・商談会などでお客様商品の反応をみることができるサービスなどへ注力しております。

サービス内容



市場調査



現地取引先の開拓



貿易取引支援



VIET NAM 人材

本社：〒552-0012大阪市港区市岡1-4-3富士ビル2階

Tel & Fax: 06 - 7633 - 8947

URL: cafeliti.com

Email: contact@cafeliti.com

